

第 1 1 号議案

教育委員会公告式規則の一部改正について

教育委員会公告式規則（昭和 4 8 年仙台市教育委員会規則第 2 号）の一部を別紙のとおり改正することにつき、教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 3 号の規定により、議決を求める。

令和 8 年 6 月 2 9 日

仙台市教育委員会
教育長 天野 元

教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を制定し、公布する。
令和八年 月 日

別紙

仙台市教育委員会
教育長 天 野 元

仙台市教育委員会規則第 号

教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

教育委員会公告式規則（昭和四十八年仙台市教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
（教育委員会規則の公布） 第二条 〔略〕 2 〔略〕 3 教育委員会規則の公布は、市役所の掲示場に掲示して<u>行なう</u>。 （告示等の公示） 第四条 告示等を公示しようとするときは、年月日及び教育長名を記入して、教育委員会教育長印を押さなければならない。 2 〔略〕	（教育委員会規則の公布） 第二条 〔略〕 2 〔略〕 3 教育委員会規則の公布は、市役所の掲示場に掲示して<u>行う</u>。 （告示等の公示） 第四条 告示等を公示しようとするときは、年月日及び教育長名を記入して、教育委員会教育長印を押さなければならない。<u>ただし、公示送達を行う場合においては、教育委員会教育長印の押印を省略するものとする。</u> 2 〔略〕

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の教育委員会公告式規則第四条第一項ただし書の規定は、この規則の施行の日以後に行う公示送達について適用し、同日前に行った公示送達については、なお従前の例による。

（教育局総務人事部総務課）

教育委員会公告式規則の一部改正について

1 改正の理由

デジタル規制改革推進法の施行により、公示送達について、相手方の氏名などの公示事項をインターネット上に掲載し、広く閲覧可能とする必要が生じた。これに伴い、公印の印影をインターネット上に公開することによる改ざんや悪用等のリスクを踏まえ、公示送達において公印の押印を要しない取扱いとするため、所要の規定整備を行うもの。

2 改正の概要

告示等の公示において教育委員会教育長印を押印する取扱いに例外を設け、公示送達を行う場合に限り押印を省略するもの。

3 施行日

公布の日から施行する。